

大仙市の教育の振興に関する総合的な施策の大綱

平成28年3月1日策定
令和3年11月25日改定

教育目標 **生きる力を育み、社会を支える創造力あふれる人づくり**
～共（ともに）創（つくる）考（かんがえる）開（ひらく）～

I 学校教育の充実（生きる力としての総合的な学力を育む学校教育の推進）

○地域活性化に寄与できる子ども（地域を元気づけ、将来的に地域を支える人材と世界に羽ばたく人材）の育成

1 豊かな心と健康な体を育む学校づくり

○子どもの「心の居場所」が確保された環境づくり

- (1) 思いやりの心や奉仕の心など、他者と共に生きる豊かな心や態度を育成します。
- (2) 教育上支援が必要な子ども一人一人への支援の充実に努めます。
- (3) 不登校やいじめ等の問題行動の未然防止と早期発見・即時対応等に努めます。
- (4) 体力の向上や心身の健康の保持増進を図るための食育を推進します。
- (5) 学校再編等も含めた教育環境整備に努めます。

2 主体的でグローバルな学びを進める学校づくり

○確かな学力による探究する子どもの育成

- (1) 夢や希望をもち、志高く努力する姿勢を育成します。
- (2) 体験活動を重視し、総合的な学力を育成します。
- (3) 学び合う楽しさと分かる喜びを実感させ、学ぶ意欲の喚起と育成に努めます。
- (4) 基礎・基本を身に付けて、グローバルな視野で主体的に学びを深める資質・能力を育成します。
- (5) 学校図書館やICT等を有効に活用して探究する資質・能力を育成します。

3 家庭・地域と一体となった開かれた学校づくり

○地域に根ざしたキャリア教育の推進

- (1) ふるさと教育を基盤としたキャリア教育を推進し、持続可能な社会づくりに貢献する人材を育成します。
- (2) 校種間の連携を一層推進し、「交流と連携」による特色ある教育活動の充実に努めます。
- (3) 職場体験・ボランティア活動などを通して、自己の生き方を考えるキャリア教育を推進します。
- (4) 地域が一体となって子どもを育てる体制の整備に努めます。
- (5) PTA連合会の活動と地域学校協働本部の活用の拡充を図ります。

Ⅱ 生涯学習の推進（豊かな学びで生きる力を育む生涯学習の推進）

- 「～共（ともに）創（つくる）考（かんがえる）開（ひらく）～」の理念に基づいた生涯学習事業の実施

1 豊かな学びを支える生涯学習の基盤づくり

- 学びの場の拡大と学習機会の充実
- 生涯読書の推進

- (1) 地域全体で子どもたちを支えるため、家庭と地域、学校との連携・協働を図ります。
- (2) 子どもを核とした世代間交流事業を推進し、青少年の健全な育成に努めます。
- (3) 市民のニーズや生涯各期に応じた学習機会を提供します。
- (4) 広域的な連携を推進し、多様な地域課題や学習情報の収集、学習機会の提供に努めます。
- (5) 幅広い年代の読書活動の推進を図ります。

2 学びを生かす生涯学習の推進

- 学習成果を生かした地域貢献

- (1) 地域人材の力を生かし、住民が喜びや生きがいを感じる地域活動への参加を促進します。
- (2) 市民が学んだ成果を生かし、地域活動やまちづくりに反映できる体制の充実を図ります。
- (3) 地域資源を理解するための「地元学」の奨励に努めます。

Ⅲ スポーツ振興（「一生スポーツ 一生健康」による元気な市民づくり）

- 市民が生涯を通じて、市民一人一人のライフスタイルに応じて気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現

1 スポーツ機会の拡充

- ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- (1) 青・壮年期～中年期におけるスポーツ参加機会の充実に努めます。
- (2) 高齢者、障がい者のスポーツ参加機会の充実に努めます。
- (3) 総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。
- (4) スポーツ推進委員等による地域のスポーツ振興を推進します。

2 スポーツ環境の整備と地域活性化

○スポーツ施設の整備とスポーツ・レクリエーションによる交流人口の拡大

- (1) 子どもの自主的なスポーツ活動を推進します。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設等の整備を図ります。
- (3) より身近で気軽に利用しやすい施設の管理運営体制を確立します。
- (4) スポーツを活用して市民の一体感を創出し、地域の活性化を図ります。
- (5) 市内スポーツ施設及び宿泊施設の有効活用と交流人口の拡大を図ります。
- (6) スポーツを通じた大仙市の情報発信に努め、交流人口の拡大による地域活性化を図ります。

IV 芸術文化の振興（未来を拓く文化の継承・創造と活用によるまちづくり）

○芸術文化活動の振興と文化財の保存・継承・活用による地域活性化

1 芸術文化活動の振興

○芸術文化に触れる機会の提供と地域芸術文化活動の推進

- (1) 芸術文化事業を開催し、市民が芸術文化に触れる機会を提供します。
- (2) 芸術文化団体の活動や後継者育成を支援し、地域芸術文化活動の更なる振興を図ります。

2 文化財の保存・継承・活用による地域活性化

○有形・無形文化財を保存・継承しつつ、活用による地域活性化

- (1) 文化財の保存整備と活用のため、多角的な視野から継続的な調査を実施します。
- (2) 史跡等の保存整備事業を推進し、文化財の公開活用を図ります。
- (3) 展示施設等を活用し、ふるさとの歴史文化を学ぶ意識の啓発を図ります。
- (4) 市民と協働で文化財の保存と継承に努めます。
- (5) 文化財の魅力を市内外に広く情報発信し、活用による地域活性化を図ります。